今後のいしかわの森づくりで想定される整備の手法及び事業規模

- 1 いしかわの森づくり整備の手法(検討委員会中間とりまとめ(H17.2)から要約)
- (1)基本的な考え方
 - ・森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、<u>県民の理解や協力のもと、恩恵を</u> 受けている社会全体で森林を支えていく新たなシステムを構築することが必要
- (2)森林整備の方策(手入れ不足人工林整備の手法)
 - ・本県では、<u>間伐等の手入れがなされていない人工林29千haの整</u>備が緊急の課題
 - ・県民生活との密接な関係があるにもかかわらず森林所有者による整備が期待しがたい 水源地域等(ダムや水道取水源の上流森林、公共的な施設の保全に必要な森林)<u>の手入</u> れ不足林については、強度間伐による混交林への誘導について重点的に取り組むことが 必要

この場合は、<u>所有者負担を求めない代わり</u>に規制をかける高知県等の方式が有効で、 協定の締結により一定期間の皆伐禁止といった規制が必要

・一方、<u>水源地域等以外の森林についても、林業関係者の経営管理意欲を喚起して整備を促してい</u>くための取組みが必要

この場合は、岡山県方式を参考に、<u>原則現行国庫補助制度の対象とならない 36 ~ 45</u>年生の森林について新たな助成制度を創設し、助成率を現行制度を踏まえて設定するほか、岡山県では行っていないが、整備の効果を担保する観点からある程度の規制も考慮

(3) 森づくりを支える県民意識の醸成(県民の理解と参画による森林づくり)

県民が森林の多様な機能やその現状等を十分に理解し、<u>森林は県民共有の大切な財産との認識に立ち、県民の参加や協力のもと社会全体で森づくりを支えていく意識を醸成することが重要</u>で、今後次のような取組が必要

- ・森林に対する県民理解の増進に向けては、森林の現状や役割等についての普及啓発、 次代を担う子供を含めた県民を対象とした森林環境教育や森林体験活動等の推進、さ らに川上と川下の連携に向けた都市と山村の交流活動等を推進
- ・県民参加の森づくりの推進に向けて、多くの県民が参加できるよう能力に応じた森林 ボランティア活動の仕組みづくりやその活動支援
- ・里山林など身近な森林について、環境教育や森林体験活動の場として活用することや、 竹の侵入等で荒廃が進んでいる箇所の保全を図ること等を支援
- ・県民が自らアイデアを提供して事業企画に参画することも望ましいことであり、森林 の整備・保全のための企画や活動を広く募集し、県民提案型事業として実施

2 いしかわの森づくり整備の事業規模

(1) 手入れ不足人工林整備の事業規模の試算

- ①試算条件
 - ○整備対象林29f ha のうちマツや広葉樹の人工林 7 f ha を除く 22 f ha について試算
 - ○試算対象面積 22 f ha の内訳
 - ・林齢別:16~35年生(国補助対象)15千 ha、36~45 年生(国補助対象外)7千 ha
 - ·地域別:水源地域等10千ha、水源地域等以外 12 千 ha
 - ○積算事業単価:30万円/ha(現在実施している間伐事業の平均的な単価を考慮)

②事業規模の試算

○水源地域等10千haについては、一定期間(例えば10~20年)の伐採禁止協定のもとで、 所有者負担を求めずに事業費全額を新制度財源で負担し、水源地域等以外の森林 12 千 ha については、一定期間(例えば10年)の伐採禁止協定のもとで、一部所有者負 担を求めて整備事業を実施した場合

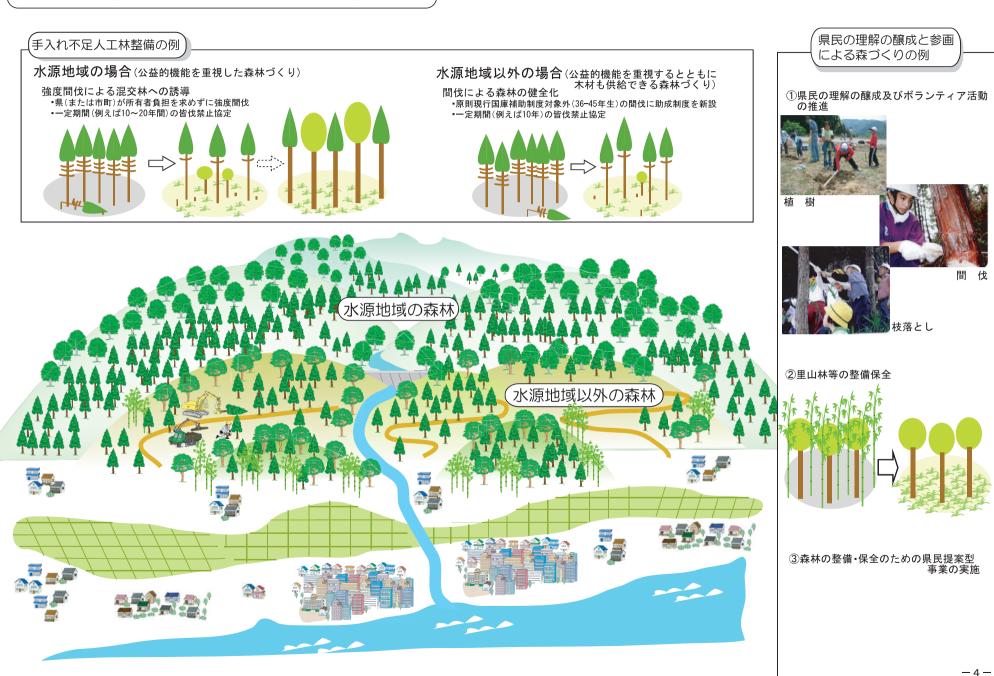
ただし、利用可能な既存制度(国費)はできる限り活用

- ・水源地域等森林の整備事業費 : 10千ha×30万円/ha = 30億円
- ・水源地域等以外森林の整備事業費:12千ha×30万円/ha×85%≒31億円 (所有者負担を既存制度と同程度の15%と仮定して算出したもの)
- ・全体整備事業費計:61 億円 うち利用上限国費:15千ha(16~35年生)×30万円/ha×51%=23億円
- ・所要財源規模:38億円
- ・作業能力等を考慮し 10 年間での整備を想定した年間財源規模:3億8千万円程度
- (参考)上記試算のうち、水源地域等以外の森林整備が 85%の助成率では進捗しない場合に、さらに必要となる可能性の財源規模:12千ha×30万円/ha ×15%=5億円

(2) 県民の理解の醸成と参画による森林づくり

- ①県民の理解の醸成及びボランティア活動の推進
 - ・森林の現状やその役割、森林整備の取組等についての普及啓発や情報提供
 - ・次代を担う子供を含めた県民を対象とした森林環境教育や森林体験活動
 - ・川上と川下の連携に向けた都市と山村の交流活動
 - ・能力に応じた森林ボランティア活動の仕組みづくりやその活動支援
- ②竹の侵入等で荒廃が進んでいる里山林等の保全
 - ・里山林等の保全や利用に関する一定期間(例えば10年)の協定に基づき、不用木竹の除去等を行うとともに、県民と里山林等とのふれあい活動を推進
- ③森林の整備・保全のための県民提案型事業の実施

新たな財源を活用したいしかわの森づくりの取組イメージ

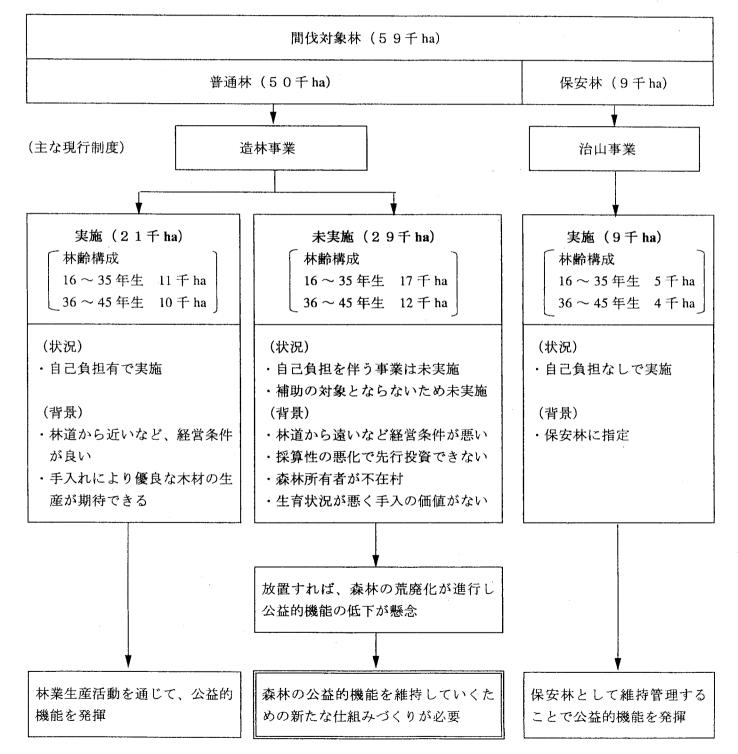


参考資料1

1 石川県の森林(民有林:252千ha)の状況

人工林		天 然 林	無立木地
9 9 千 ha		1 4 2 千 ha	11 千 ha
(39%)	間伐対象林(16~45年生)	(57%)	(4%)
	5 9 千ha		
		·	

2 石川県における間伐を巡る状況



他県における新たな森林整備制度の事例

区分	高知県	岡山県	石川県 (中間とりまとめ)
整備の対象となる森林の選定基準	公益的機能の発揮が求められ、 緊急に整備が必要な次のいずれ かに該当する森林を「有識者等 による委員会」で決定 ①主要ダム上流域森林 ②主要取水源の上流域森林 ③保全対象(人家や公道等)の 上部森林 ④これらに準ずる森林	次のいずれかに該当する森林 ① 16~35 年生で奥地にある森林 (国補助対象であるが、間伐が進みがたい奥地森林について、奥地作業の経費掛かり増し分(約3割)を考慮して補助) ② 36~45 年生の森林(国の補助対象外)	公益的機能の発揮のため整備が 必要な16~45年生の手入れ 不足人工林29千 ha
所有者に対する規制措置等	所有者と県で次の協定を締結 ①公益的機能を優先するため、 間伐本数率で 40%以上の強度間伐を行い、広葉樹との混交林化を促進 ②整備後10年間の皆伐の禁止	国の補助事業と同様であり <u>整備後</u> の規制措置は特にない ※間伐は通常の方法 (間伐本数率20~30%)	県(市町)と所有者の間で次の 協定を締結 ・水源地域等 強度間伐(概ね 40%)で広葉 樹との混交林化を促進、整備 後一定期間(例えば 10~20 年) ・の皆伐禁止 ・水源地域等以外 整備後一定期間(例えば 10 年) の皆伐禁止
事業主体	県(県が森林所有者に代わって 実施)	森林所有者、森林組合等(既存制 度と同)	・水源地域等:県又は市町 ・水源地域等以外:森林組合等
所有者負 担の有無	なし	あり (既存制度と同)	・水源地域等:なし・水源地域等以外:あり
制度の	・森林の整備保全のための県民 理解の増進を図ることが主目 的で、放置森林全体の解消を 図るものではない ・所有者の強度間伐に対する抵 抗感があり、協定締結に至る ケースは5割程度	・森林の整備保全のため既存施策 の拡充及び強化を図るもの ・新たに制度化した 36 ~ 45 年生 の間伐要望が大(主に間伐材の 販売が見込める比較的手入れさ れてきたヒノキ林)	・森林への県民理解の増進を図るとともに、公益的機能確保のため放置森林全体の健全化をめざすことを目的・水源地域等森林の重点的な整備に加え、水源地域等以外の森林に対する整備支援を拡充

参考資料3

森林の整備に関する制度の概要

間伐等の森林整備のための主な現行制度として「造林事業」と「治山事業」がある。

区分	造林事業	治 山 事 業
事業の目的	森林の多面的な機能の発揮及び山村地域の活性化	山地に起因する災害の防止、水資源のか ん養、生活環境の保全等、森林(保安林) による公益的機能の維持増進
事業の内容	苗木の植え付け、保育、除間伐等を行 い森林を育成	治山ダム等の構造物の施工と併せ、森林 の復旧、保育等を行い森林を維持・造成
事業主体	地方公共団体、森林所有者から委託を受けた森林組合等	県
対象森林 (間伐の場合)	1施行地 0.1ha 以上で、林齢が 16 ~ 35 年生の森林 (全間伐対象林 59 千 ha の うち 28 千 ha) ※緊急間伐5カ年対策(H12~16)では 36~45年生の一部も対象	林齢が 16 ~ 40 (最大 50) 年生の保安林 (全間伐対象林 59 千 ha のうち 9 千 ha)
補助率及び所有者負担	 ・補助率最高の場合:85% (国:51%、県:34%) (注)組合等に委託の場合、 別途手数料10~20%が必要 ・所有者負担:あり (委託の場合、事業費の1/4程度) 	・補助率:100% (指定事業 国:1/2、県:1/2) 又は(保育事業 国:1/3、県:2/3) ・所有者負担:なし
制度の特性	林業という経済行為もしくは森林所有 者等の自発的な取組を助長して適切な 森林整備を図る誘導的制度	伐採の制限等の私権の制約と併せて公的 費用による整備・保全を図る行政執行的 制度
事業推進上の課題	森林整備の推進は、森林所有者の経営 管理意欲に委ねられており、採算性の 悪化等により事業が停滞しやすい	保安林に指定されれば指定目的の消失な どの理由がない限り解除ができないた め、指定に慎重な所有者が少なくない